

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年10月14日

世田谷区

1 件名

精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業委託

2 事業概要

(1) 業務内容

ピアサポーターによる訪問支援事業は、令和元年度に区が実施した「世田谷区長期入院患者の状況調査」により把握した情報をもとに、専門職による訪問支援事業と連携し、病院訪問実施前後の調整や支援方針決定等を行うチーム会議の事務局を担う。また、精神科病院からの退院経験を有するピアサポーターが、世田谷区民が入院している精神科病院を訪問し、同様の境遇にあった者として共感することや、自らの経験や病院外の暮らしを話すことで、長期入院者の退院に向けた動機付け支援を行う。

- ① 病院訪問時に係る資料作成および更新、活用
- ② 病院訪問前の実施調整
- ③ 退院に向けた最適な地域支援者の検討及びマッチング
- ④ ピアサポーターによる訪問支援
- ⑤ 専門職による訪問支援事業との連携
- ⑥ ICT 活用
- ⑦ 成年後見制度に関する対応
- ⑧ 権利擁護
- ⑨ 障害者虐待に関する関係機関との連携
- ⑩ 記録の整備

(2) 対象

- ①精神科病院に概ね1年以上入院する世田谷区民（以下、「世田谷区民」という。）
- ②その他、区長が必要と認めた者。

(3) 履行場所

世田谷区民が入院する精神科病院、受託者の事業所、障害保健福祉課等

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9年度以降も新たな契約を結ぶこととする。なお、契約は単年度とする。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと(同政令第 167 条第 1 項において準用する場合も含む)。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 「精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ではないこと。
構成員は以下の通り。

- ・ 障害福祉部長 杉中 寛之
- ・ 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長 伊藤 美和子
- ・ 世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一
- ・ 障害保健福祉課長 石川 誠

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 提案書の選定方法

事業者は、選定委員会による審査結果を基に選定する。

- (1) 提出された提案書を評価基準に基づき審査する。なお、必要に応じて事業者に対してヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。
- (2) 選定委員が提案書(及びヒアリングの内容)を審査、採点し、選定委員全員の合計点数が最も高い事業者を受託者の候補者として選定する。
- (3) 選定委員会の実施時期は、令和 8 年 1 月下旬を予定している。
- (4) 選定結果は、文書で通知する。

6 提案書を特定するための評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 法人の事業経歴・実績・経営方針
- (2) 事業趣旨の理解
- (3) 実施計画の内容

- (4) ピアサポーターによる支援に関する事業の実績
- (5) 独自提案・アピール性
- (6) 病院訪問時やその他で活用する資料等について
- (7) ピアサポーターによる訪問支援事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）
- (8) 事業開始までの計画性
- (9) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (10) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (11) 見積金額の妥当性

7 手続き方法等について

- (1) 実施要領兼説明書の交付期間及び方法

- ①交付期間

令和7年10月14日（火曜日）から10月29日（水曜日）午後3時まで

- ②交付方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/03655/28285.html>

- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限

令和7年10月29日（水曜日）午後3時必着

- ②提出先及び方法

持参または郵送にて、「9 担当部課」に記載の担当者あてに提出すること。

（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

- (3) 辞退方法

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ①提出期限

令和7年12月8日（月曜日）正午まで（必着）

- ②提出先及び方法

後述の項目「9 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口に持参にて提出すること。

- ③提出部数

正本1部、副本5部

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和8年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。
これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。

- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「9 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (12) 詳細は実施要項兼説明書による。

9 担当部課

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当

（世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口）

担当者：西中、吉澤

郵便番号：154-8504 所在地：世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2386